

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成30年2月28日

申請者 水林翔

論文題目 近代フランス憲法思想史研究序説 ― 法概念史の検討を中心に ―

審査員 只野雅人（主査）、渡辺康行、阪口正二郎

学位申請論文は、「近代フランス憲法思想史研究序説」というタイトルが示すように、フランス革命以降第三共和制に至る法思想を素材に、社会・法・統治といった視点から憲法思想の展開を通史的に捉えようとする、スケールの大きな意欲的著作である。申請者・水林氏は、フランスにおける革命史・思想史研究の動向もふまえつつ、従来の日本の憲法学におけるフランス憲法史研究や人権史の把握に疑問を呈し、狭い意味の憲法学にとどまらない幅広い法思想を対象に、革命期に萌芽した権利概念が19世紀前半の諸思想や法学説を経て、第三共和制期に確立した社会連帯思想として生成する過程を、法概念史という検討視点から、描き出している。論文は、問題意識と検討視点を提示する「序」にはじまり、社会・法・統治をめぐる思想と権利概念の展開が、革命期（第1部）、19世紀前半（第2部）、19世紀中葉（Interlude）、第三共和制前期（第3部）、第三共和制後期（第4部）の各段階ごとに、多面的に検討される。とくに力点が置かれるのは、扶助から出発した貧困をめぐる問題が、やがて社会問題として認識され、社会的権利・社会保障へと生成されてゆくプロセスである。

本論文には、次のような優れた特徴が認められる。第1に、封建制の克服と資本主義経済の成立・展開という社会経済史的観点にも規定されて、従来の日本の憲法学では十分に注目されてこなかった19世紀前半・中葉のフランスの憲法思想について、当時の民法学説なども視野に収め、検討が加えられている点である。第2に、そうした検討を加味することで、フランスにおける権利概念が、変化を伴いつつも、常に一定の社会的制約を伴ったものとして構想されてきたことが、一貫した流れとして明らかにされている点である。自由権から社会権へという日本の憲法学でよく用いられる定式とは異なる形で、人権史や権利概念を捉えうる可能性が示されている。明確な問題意識とスケールの大きな研究からは、水林氏の研究者としての優れた資質をうかがうことができる。第3に、法概念史という分析手法である。いくつかの重要な法概念を手がかりに憲法思想史を描き出すという手法を自覚的に選択することで、網羅的な検討が困難な広大な研究対象領域の中から、従来の研究では十分に認識されてこなかった権利概念をめぐる重要な側面を捉えることに成功している。

もっとも、本論文にも問題がないわけではない。法概念史という分析手法には上述のような意義が認められるものの、検討の視点があらかじめ絞り込まれている結果、いささか図式的な整理がなされているという印象も受けないではない。また、幅広い素材を検討していることもあり、取り上げられている対象について、いま少し掘り下げた検討が望まれる箇所も散見される。しかし、これらの問題は水林氏自身も十分に自覚するところであり、5年間でこれだけ大きな課題に果敢に取り組み論文を仕上げた水林氏の力量からすれば、今後の研究の発展の中で十分に解消可能なものといえよう。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者水林翔氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。